

7 建企第146号

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年11月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

県南振興局開局に向けた長崎県公共事業技術情報システム対応業務委託
（委託業務番号 7 債建企委 第7号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (5) この告示の日から開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (6) この告示の日から開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日以前6月から開札期日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から開札期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法、又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可が決定された者を除く。）
- (9) 次に掲げる要件を満たしていない者
 - ア 平成22年度以降に、工事執行管理システム（※1）及び業者管理システム（※2）の開発（更新系システムの開発又は改修を含む。）業務について、元請け（特定業務委託共同企業体については、構成員も含む。）として業務を完了させた実績を有すること。
 - イ 平成22年度以降に、工事執行管理システム及び業者管理システムの開発（更新系システムの開発又は改修を含む。）業務に従事した実績を有する技術者を本業務の管理技術者として配置できること。なお、管理技術者は、本業務の契約期間中に受注者と直接的な雇用関係がなければならない。上記ア、イの工事執行管理システムと業者管理システムについては、一体となっていない実績であっても、それぞれに実績があればよいものとする。

※1 工事執行管理システム

公共工事の執行に伴う一連の情報（予算、業者選定、入札、契約、検査等）を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワークを介して複数の者が同時に作業できるシステム（以下「ネットワーク型システム」という。）であるもの。

※2 業者管理システム

公共工事の入札に参加できる有資格業者の情報を一元的に管理できるシステムであり、かつ、ネットワーク型システムであるもの。

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までのいずれかに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (3) 審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(1)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度とする。

ア 年間売上高及び構成	前事業年度の年間売上高及び構成
イ 従業員数	基準日の前日現在の従業員数
ウ 従業員の構成及び技術者の状況	基準日の前日現在の従業員数
エ 営業年数	基準日の前日までの営業年数
オ 財務比率	前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
(ア) 自己資本構成比率	
(イ) 資本負債比率	

- (ウ) 流動比率
- (エ) 売上高総利益率

カ 2の要件

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年12月11日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、下記のホームページからダウンロードし入手することもできる。

長崎県入札情報サービスポータルサイトの公告一覧へ掲載

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>

(3) 申請書の提出方法

申請者は次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。なお、提出書類は原本とし、競争入札参加資格審査申請日から3月以内に発行されたものとする（イ、エの(ウ)、ケ及びコを除く。）。

ア 誓約書（様式第2号）

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、登記簿謄本

エ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)まで

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 印鑑届（様式第3号）

ク 口座振替申込書（様式第4号）

ケ 業務実績表（様式第5号）

2の(ウ)のイに掲げる業務実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）及び業務内容が2の(ウ)のイに掲げる実績を満たすことがわかる書類（仕様書等）を添付すること。

コ 配置予定技術者の資格及び経験（様式第6号）

2の(ウ)のイに掲げる配置予定技術者の実績について記載すること。なお、記載した業務の契約書の写し、業務の完了が確認できる書類（完了確認書等）、業務内容が2の(ウ)のイに掲げる実績を満たすことが分かる書類（仕様書等）及び配置予定技術者の役割が分かる書類（従事職名、業務体制における位置付け、役割が分かる配置予定技術者の通知書、業務計画書等）を添付すること。

また、配置予定技術者と受注者の雇用関係を証明する書類として、7建企第148号（建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について）別表に掲げるいずれかの確認書類の写し又は雇用関係証明書（別紙様式2）もあわせて添付すること。

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

※上記ア～サに関する資料で、健康保険被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。（マスキングがない場合は、発注者においてマスキングを施すものとする。）

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

〔名称〕長崎県土木部建設企画課技術情報班

〔電話〕095-894-3023

〔FAX〕095-894-3461

(6) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、受注実績を証する書類を提出した者は、長崎県に対し、受注実績を証する書類に記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

(7) その他

ア 郵送による交付は行わない。

イ 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出は可とする。ただし、令和7年12月11日午後5時必

着とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が休日に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者に承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第11号）に、別に定めるところにより関係書類を添えて提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

10 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(5)又は(6)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

11 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱に準じ、契約担任者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由又は不服のある事実について説明を求めることができる。この場合において、同要綱の別表中「落札候補者のうち不適格と認められた者」を「競争入札参加資格がないと認められた者」と、「不適格と認めた理由」を「競争入札参加資格がないと認めた理由」と、「競争参加資格要件不適格通知書」を「資格審査結果通知書」と読み替える。

説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

(1) 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限等

ア 競争入札参加資格がないと認められた理由に対する苦情申立期限

資格審査結果通知書による通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

イ 上記回答期限

苦情申立期限の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

ウ 上記回答に対する再苦情申立期間

回答を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）

(2) 問合せ先

4(5)の部局とする。

12 その他

(1) 入札制度関係要綱要領（長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱等）は、長崎県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo/>

(2) 不明な点に関する問合せ先

4(5)の部局とする。